【事例 3】　上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和元年（平成31年）中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F設備	平成17年４月12日	1,000株	3,300,000円	平成31年３月15日	37,000円	3,700,000円
G出版	平成17年７月８日	1,000株	2,500,000円	令和元年５月10日	13,000円	1,300,000円
H食品	平成17年12月16日	1,000株	1,400,000円	令和元年11月８日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I建材	平成15年４月４日	10,000株	500,000円	令和元年９月６日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

❶「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には**「上場株式等」**に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**に、2面から転記してください。
※　上場株式等の相対取引など（52ページ（注２）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を2面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を2面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った**委託手数料**を2面から転記してください。

2面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

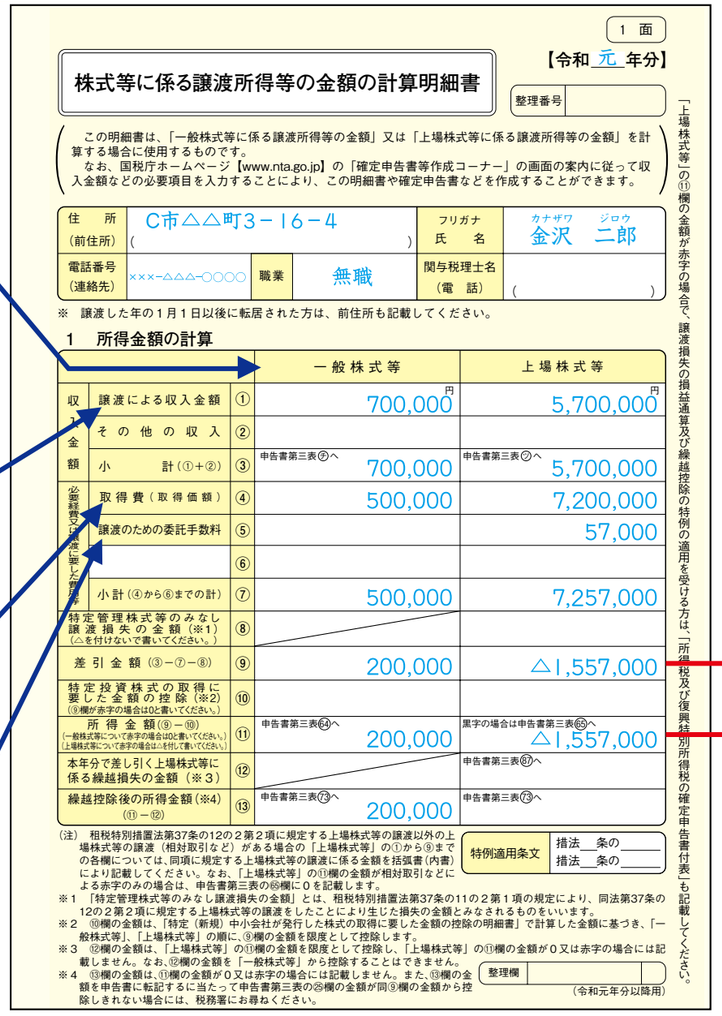
1　面

【令和 元 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所（前住所）	C市△△町3－16－4	フリガナ 氏名	カナザワ ジロウ 金沢 二郎
電話番号（連絡先）	×××-△△△-○○○○	職業 無職	関与税理士名（電話）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000円	5,700,000円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㊱へ 700,000	申告書第三表㊲へ 5,700,000
必要経費又は譲渡に要した費用	取得費（取得価額）	④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		57,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000	7,257,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）	⑧		
	差引金額（③－⑦－⑧）	⑨	200,000	△1,557,000
	特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）	⑩		
	所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）	⑪	申告書第三表㊹へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表㊺へ △1,557,000
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	⑫		申告書第三表㊼へ
	繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）	⑬	申告書第三表㊸へ 200,000	申告書第三表㊸へ

（注）　租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の㊹欄に０を記載します。

特例適用条文　措法__条の____　措法__条の____

※１　「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の２第１項の規定により、同法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※３　⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㊸欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

（令和元年分以降用）

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【事例 3】の解説

○　あなたがお売りになった株式のうち、**F設備、G出版、H食品**の株式は**「上場株式等」**に該当します。また、上場していない**I建材**の株式については、**「一般株式等」**に該当します。
　これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51ページ参照）。）。

	収入金額		必要経費等		差引金額	
（一般株式等）	700,000円	－	500,000円	＝	200,000円	損益の通算は不可
（上場株式等）	5,700,000円	－	7,257,000円	＝	△1,557,000円	

○　上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の**翌年以後３年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）**。この場合には、確定申告書に**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**を添付して提出する必要があります。

○　納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、**「申告書Ｂ第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**で行いますので、20ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和元年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和元年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（１面上部）

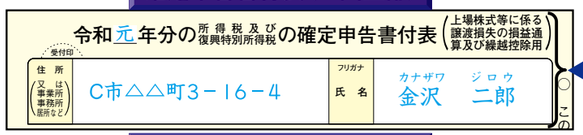
令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所又は事業所事務所居所など	C市△△町3－16－4	フリガナ 氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。
①　**申告年分**（「令和__年分」の空欄に「元」と書きます。）
②　**住所**（事業所などを含みます。）、**氏名**

確定申告書付表（１面上部）

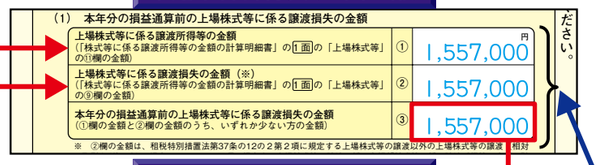
（1）　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑪欄の金額）	①	1,557,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額）	②	1,557,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	1,557,000

※　②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対

この付表の記載に当たっては、**赤字**の金額は△を付けないで書いてください。

確定申告書付表（１面下部）

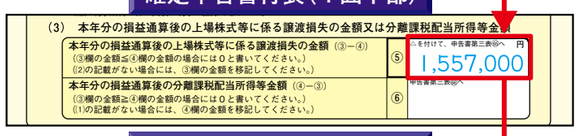
（3）　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には０と書いてください。）（②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表㊺へ 1,557,000円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には０と書いてください。）（①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㊻へ

令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**の方のみ書いてください。
※　上場株式等の相対取引など（52ページ（注２）参照）がある場合の記載方法については、1面の１(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（２面上部）

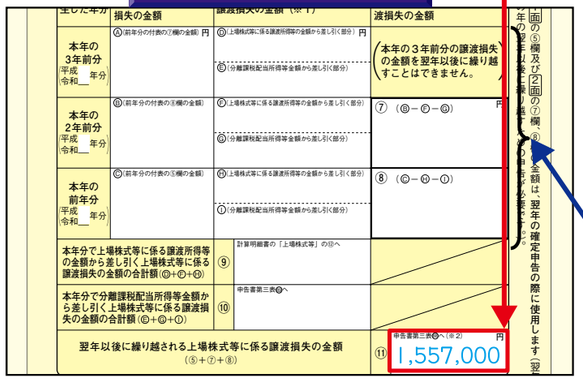
	損失の金額	譲渡損失の金額（※1）	繰越損失の金額
本年の3年前分（平成令和__年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額）円	⑦ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分）円 ⑧ 分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	本年の３年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分（平成令和__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑦欄の金額）	⑨ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分） ⑩ 分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	⑦（Ⓑ－⑨－⑩）円
本年の前年分（平成令和__年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑦欄の金額）	⑪ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く（部分） ⑫ 分離課税配当所得等金額から差し引く（部分）	⑧（Ⓒ－⑪－⑫）
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）	⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑪へ		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑫＋⑫＋⑫）	⑩ 申告書第三表㊻へ		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）		⑪ 申告書第三表㊺へ（※2） 1,557,000円	

この付表の⑦欄及び⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きますので、この事例では記入の必要はありません。